

## 体罰・不適切な指導等に関する考え方

区 分	態 様
体罰	<p>○身体に対する侵害を内容とするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。</li> <li>・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。</li> <li>・ 授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。</li> <li>・ 立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。</li> <li>・ 生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩く。</li> <li>・ 給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。</li> <li>・ 部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。</li> </ul> <p>○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。</li> <li>・ 別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。</li> <li>・ 宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。</li> </ul>
不適切な指導	<p>○児童生徒の人間性又は人格の尊厳を損ね、又は否定する言動を伴う指導</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴言、無視、威圧・威嚇的な発言や行為、特定の児童生徒に対する執拗かつ過度な精神的負荷、個人情報に対する配慮不足 等</li> </ul>
懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放課後等に教室に残留させる。</li> <li>・ 授業中、教室内に起立させる。</li> <li>・ 学習課題や清掃活動を課す。</li> <li>・ 学校当番を多く割り当てる。</li> <li>・ 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。</li> <li>・ 練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。 等</li> </ul>
正当防衛・正当行為	<p>○教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使</p> <p>○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、静止したり、目の危険を回避したりするためにやむを得ずした有形力の行使</p>

※教員等が児童生徒に対して行った懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個別の事案ごとに判断する必要があります。